

令和五年第五回（十二月）市議会定例会

（令和五年十一月二十九日開会）

市長説明要旨（本会議）

令和五年第五回十二月大月市議会定例会の開会にあたり、本日、提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げますとともに、私の所信の一端を申し上げ、議員各位、並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

はじめに、「新庁舎建設について」であります。

庁舎整備につきましては、昨年度に策定しました大月市庁舎建設基本構想のもとに、候補地ごとの配置計画、概算事業費及び財源計画などの検討を行いながら、建設地の選定を含む、基本計画の策定に取り組んでおります。

その中で、九月二十九日には、大月市庁舎整備検討審議会より、「庁舎の建設地は、既存の本庁舎別館及び花咲庁舎を有効に活用することを前提に、現本庁舎周辺の用地買収プランを最良とし、「現大月市役所本庁舎敷地」を適地と判断する。」との答申を受けております。審議会の委員の皆様には市民の代表としてこれまでのアンケート結果や寄せられた意見を勘案した中で建設地や財源などについて慎重かつ活発なご意見をいただき感謝申し上げます。

この答申内容を重く受け止め、安心安全な本庁舎機能の確保が急務であることから、庁舎の建設地を「現大月市役所本庁舎敷地」と位置づけ、今後、用地買収に向けた準備を進めるとともに、今年度末までに建設についての基本的な骨子をまとめ、パブリックコメントを実施の上、基本計画の策定を進めてまいります。

これにより該当となる地権者の皆様には多大なご協力をいただくこととなりますが誠意をもって対応してまいります。

市民の安全や利便性の確保、市民サービスの向上と併せ、災害時の拠点として行政の役割が十分に果たせる持続可能な新庁舎整備となるよう、スピード感を持って、皆様の意見を伺いながら着実に進めてまいりますので、引き続き、市民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に「大月市第八次総合計画の策定について」であります。

昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大やデジタルトランスフォーメーション、脱炭素社会、SDGsなどへの対応、さらには大月駅北口への大型ホテルの進出にともない、本市においても目まぐるしい社会情勢の変化に対応するため、「第八次総合計画」の策定を進めております。

総合計画は本市が行政運営を行っていく上での最上位計画であり、基本構想計画期間を十二年とし前期、中期、後期の四年間ごとを基本計画期間としております。基本理念はこれまでの「信頼と協働のまちづくり」、目指すべきまちづくりの将来像を「ひとと自然をいかし、希望の持てる未来をみんなで実現していくまち大月」をそれぞれ継承し、具体的な施策を検討してまいります。

これまでの進捗状況ですが、八つの基本方針を導きだすにあたり、私をはじめとした部長会において、何度も議論を行い、各担当部署とヒアリングを数回重ねる中で、全体調整の庁内検討委員会を開催しております。

また、有識者による審議会を本日、二十九日に開催し、計画案を諮問した上で外部の方からのご意見をいただくこととしております。

本計画の特徴といたしましては第七次計画よりも単なる施策の実行だけでなく政策の成果として市民満足度をどうあげていくのかに注視したアウトカム指標を目標設定としております。

今後、庁内検討委員会と審議会を重ね、二月上旬には審議会としてとりまとめ、答申をいただき、三月議会には計画案を上程したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に「猿橋大黒屋リニューアルオープンについて」であります。

一般社団法人大月市観光協会が国の補助金等を活用して、名勝猿橋のためとにある大黒屋を改装し、今日一日にリニューアルオープンしました。

大黒屋の再開については、猿橋地区をはじめ、名勝猿橋を訪れる多くの皆様が待望していたものであり、市といたしましても大変に喜ばしく思っております。

九月から始めた改装工事により、かつて国定忠治が食したといわれる「忠治そば」を復活した飲食事業と、販売スペースを十分に確保したお土産品の販売事業により、本市に観光等で訪れた方々の滞在時間の増加とともに観光消費額の向上につなげることで事業者への還元も期待しており、市内経済の好循環を目指しております。

また、新たに観光案内所も兼ねてオープンしましたので、名勝猿橋だけではなく、大月市の観光情報を発信いただき、誘客につなげられるものと考えております。

さらに、猿橋周辺の駐車場の状況を鑑み、大型観光バス駐車場の整備を進め、今日十一日には供用を開始しました。

開店以来、紅葉シーズンと相まって大変な賑わいを見せております大黒屋ですが、今後もおお客様へのおもてなしはもとより、観光協会がこれまでの運営で培ってきた経験を發揮していただき、質の高いサービスの提供によって、満足度の高い、多くの方々に親しみ、愛される施設になっていくことを期待しております。

次に「鳥獣被害とその対策について」であります。

今年は、全国的に熊の目撃情報が多く報告されており、人身被害も発生しており、熊による被害が相次いでおります。

本市におきましては、今年度の熊の目撃情報は、昨年の二十六件に比べると

少ないもののこれまでに十一件の情報が寄せられており、そのような状況の中で、先月二十五日には、賑岡町内において熊による人身被害が発生いたしました。

市の対応といたしましては、警察、消防、猟友会と連携して、現地での注意喚起、防災行政無線やおおつき防災安全メール、大月市公式ラインにより緊急情報を発信して注意を呼びかけるとともに教育委員会においても、連絡を受け、すぐに該当学区である「大月東小学校」、「大月東中学校」及び近隣学区である「七保小学校」、「猿橋中学校」に連絡、情報を随時共有し、配布している「熊除け鈴」、「呼び笛」、「防犯ブザー」について所持状況を調査し、在庫物品を緊急配布する対応をいたしました。また、登下校につきましては、徒歩通学の児童に関しては、教職員及び保護者が付き添うなどの対応を行いました。これら保護者への連絡等は、保護者双方向連絡ツールの「テトル」等を活用し、迅速かつ的確に情報伝達を行いました。

その後も警察、猟友会と連携する中で、周辺パトロールに努めるとともに、法に基づく捕獲許可を出す中で、猟友会の迅速な対応により捕獲檻の設置を行い、また、朝夕の動物駆逐用煙火による追い払い活動により、現在では、現場周辺での熊の出没情報はなくなっております。

鳥獣対策としては動物の追い払いに効果がある動物駆逐用煙火の講習会を二十二日に開催し、新規の方を含め百名の参加をいただいております。また、ホームページにおいて熊との遭遇時の対応や鳥獣対策の注意喚起を行っております。

さらに、森林環境税などを活用した里山再生事業により、野生動物との住み分けを行い、広葉樹の森づくり推進事業として、広葉樹の植林を進める事業を行うなど、動物との共存を図る中で地域の皆様の安全への取り組みを進めてまいります。

次に「駒橋地区市営住宅建替・定住促進住宅整備事業について」であります。市営駒橋団地の建て替え及び定住促進住宅「エルムーン駒橋」の整備事業については、概ね工事が順調に進んでおり、令和六年一月中には完成、二月以降の入居開始を予定しております。

九月から今月末を期限として入居者を募集しており、十二月三日に抽選会を予定し、最初の入居者を決定する見込みとなっております。その後も、早期に満室となるよう事業者と随時募集に取り組み、子育て世帯の定住につなげてまいります。

なお、市営駒橋団地並びにエルムーン駒橋につきましては、PFI事業による整備し、三十年間の管理も含めた事業契約をBML㈱と締結しておりますが、地方自治法及び大月市公の施設にかかる指定の手続等に関する条例に基づき、

BML(株)を指定管理者として指定するためには、議会の議決が必要となりますので、本議会において、「市営駒橋団地指定管理者指定の件」及び「エルムーン駒橋指定管理者指定の件」を提案させていただいております。

次に、「立地適正化計画の推進」についてであります。

大月駅周辺地区においては、市道大月賑岡線の拡幅整備を進めており、現在、東横イン前の約百メートル区間で舗装工事を施工しており、工事完了時には、両側に歩道を設けた新たな道路に生まれ変わる見込みであります。

用地取得については全体の約三割の面積を取得済みであり、引き続き交渉を進めてまいります。

猿橋駅周辺地区については現在、北口駅前広場の再整備について詳細設計を進めているところですが、この秋、県による道路整備が事業化され、本格的に進められることとなりました。引き続き、県と密接に連携を図りながら設計を進め、事業を推進してまいりたいと考えております。

また、まちなかの賑わい作りの取り組みとして市道平和通り線で開催されている「平和通り横丁」は、商店街の活性化を目指す地元飲食店有志のイベントで令和二年から開催されております。

年に四、五回、週末の夕方、通りを車両通行止めにして路上で飲食を提供し、毎回、百名をこえるお客様にご来場いただき好評を博しております。本市としても運営、開催に協力し、今年度は、新たな試みとして大月短期大学と連携し、六月には学生有志の参加を得てさらなる賑わいが見られました。今後は、この活動をさつき通りにも拡大すべく、地元飲食店と協議を進めるとともに、情報発信の強化により周知が進み、多くのお客様が楽しんでいただけるイベントになるよう支援を続けてまいります。

次に、「大月市事業仕分け」についてであります。

今年で三回目となる事業仕分けは、事務事業評価の透明性や客観性を共有するため、市民の皆様や外部有識者、職員により、事業の必要性や公平性などを議論することで、費用対効果など事業の質の向上や職員の意識改革にもつながるものであります。

さらに、市民の皆様に、行政がやっていることを他人事ではなく、「自分のこと」として捉え、市政運営に対する関心を高めていただけると考えております。

今年度は、十月二十一日に十事業を対象として実施し、市民判定人と仕分け人に加え、新たにオブザーバーとして都留市と上野原市の職員に参加していただき、両市の取り組みも参考としながら、より深い議論となるよう工夫いたしました。

参加いただいた市民判定人の方々からは、「事業仕分けに参加して良かった。

た。」「今後も継続して、事業仕分けを実施していくべき。」とのご意見をいただいております。

また、担当課からも、「今後の事業実施に向け、参考となる意見をいただきたい。」という評価となっております。

今回、市民判定人の方々からいただいた各事業の評価結果を踏まえ、限られた職員と財源の中で多様化する住民ニーズに応えらえるよう庁内で対応方針などの検討を行うこととしております。

引き続き、事務事業すべての質を高めていくため、改善に改善を重ねる仕組みを作り、市民の皆様の満足度が向上するよう努めてまいります。

次に「がん患者アピアランスケア助成事業について」であります。

国では、令和五年三月二十八日に第四期がん対策推進基本計画を閣議決定し、「誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての国民とがんの克服を目指す。」を全体目標とし、がん予防、がん医療、がんとの共生さらにこれらを支える基盤を分野別目標としております。

山梨県では、第三次がん対策推進計画の全体目標の一つとなっている「がんになっても安心して暮らせる社会の構築」として、がんの治療に伴う外見・アピアランスの変化に起因するがん患者の苦痛の軽減、アピアランスケアに必要な経済的負担の軽減を目指し、今般、市町村を通じた間接補助を創設しました。本市といたしましたしては、山梨県がん患者アピアランスケア支援事業費補助金を活用し、県が示した実施要綱に基づき、実施に向けた準備を進めており、事業内容等決定いたしましたら、市民の皆様にも速やかに周知してまいります。

以上、諸課題を踏まえ、主要事業などにつきまして申し上げ、本市の地域活性化を図ってまいりますので、議員各位をはじめ、市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、本日提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

今議会に提出いたします案件は、条例案件が八件、予算案件が八件、その他の案件が二件の計十八件であります。

はじめに、「条例案件について」ご説明申し上げます。

議案第四十九号「大月市簡易水道事業の設置等に関する条例制定の件」及び議案第五十号「大月市簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例制定の件」についてであります。

これは、大月市簡易水道事業が特別会計から公営企業会計に移行することから条例を制定するものであります。

次に、議案第五十一号「大月市下水道事業の設置等に関する条例制定の件」及び議案第五十二号「大月市下水道事業の剰余金の処分等に関する条例制定の

件」についてであります。

これは、大月市下水道事業が特別会計から公営企業会計に移行することから条例を制定するものであります。

次に、議案第五十三号「大月市簡易水道事業及び下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例制定の件」についてであります。

これも、大月市簡易水道特別会計及び下水道特別会計が公営企業会計に移行することに伴い、関係条例中の条文の整理を行う必要があることから条例を制定するものであります。

次に、議案第五十四号「大月市税条例中改正の件」についてであります。

山梨県県税条例の一部改正に伴い、障害者に対する軽自動車税の減免対象範囲を見直す必要があることから、所要の改正を行うものであります。

次に議案第五十五号「大月市国民健康保険税条例中改正の件」についてであります。

これは全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、国民健康保険税の産前産後期間に係る所得割額及び被保険者均等割額の減額について規定する必要があることから、所要の改正を行うものであります。

次に議案第五十六号「大月市子ども・子育て会議条例中改正の件」についてであります。

これは、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、条文の整備を行う必要があることから所要の改正を行うものであります。

続きまして、「予算案件について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、人事異動等による職員給与費の調整や前年度決算の確定に伴う繰越金の追加計上、その他、事業の精査などにより予算編成を行いました。

まず、議案第五十七号「大月市一般会計補正予算（第五号）」についてであります。

主な補正内容といたしまして、総務費では、ふるさと大月応援寄附金増収見込みによる返礼経費、新庁舎建設事業及び基金積立などの追加、民生費では、障害福祉サービス費などの追加、農林水産業費では、農村地域防災減災事業費の追加、教育費では、小学校教科書改訂経費などの追加、職員給与費の調整とあわせ、歳出補正総額は、八億八千二百十七万円の増額となっております。

歳入につきましては、ふるさと大月応援寄附金及び前年度繰越金などの追加、国・県支出金などにより対応いたしております。

次に、議案第五十八号「大月市大月短期大学特別会計補正予算（第一号）」

についてであります。

歳出におきましては、職員給与費の調整と、施設等管理事業などの追加を行い、歳入につきましては、入学者減に伴う授業料及び入学金の減額、繰入金追加等しております。

次に、議案第五十九号「大月市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）」についてであります。

歳出におきましては、職員給与費の調整と、基金積立金の追加を行い、歳入につきましては、繰入金を減額し、前年度繰越金を追加しております。

次に、議案第六十号「大月市簡易水道特別会計補正予算（第二号）」についてであります。

歳出におきましては、職員給与費の調整と、市営簡易水道維持管理経費の追加を行い、歳入につきましては、繰入金、前年度繰越金及び消費税還付金等を追加等しております。

次に、議案第六十一号「大月市下水道特別会計補正予算（第一号）」についてであります。

歳出におきましては、職員給与費の調整と公共下水道建設費の減額、流域下水道維持管理事業及び長期債償還元金の繰上償還の増額を行い、歳入につきましては、国庫支出金、市債の減額、繰入金及び前年度繰越金を追加しております。

次に、議案第六十二号「大月市介護保険特別会計補正予算（第一号）」についてであります。

歳出におきましては、職員給与費の調整、諸支出金の追加、繰越金の確定に伴う基金積立金の追加を行い、歳入につきましては、国庫支出金、繰入金及び前年度繰越金などを追加しております。

次に、議案第六十三号「大月市介護サービス特別会計補正予算（第一号）」についてであります。

歳出におきましては、一般会計繰出金を追加し、歳入につきましては、繰越金を追加しております。

次に、議案第六十四号「大月市後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）」についてであります。

歳出におきましては、後期高齢者医療連合納付金や前年度精算による一般会計繰出金を追加し、歳入につきましては、後期高齢者医療保険料及び前年度繰越金を追加しております。

続きまして、「その他の案件について」ご説明申し上げます。

議案第六十五号「エルムーン駒橋指定管理者指定の件」及び議案第六十六号「市営駒橋団地指定管理者指定の件」についてであります。



これは、現在、建設を進めているエルムーン駒橋及び市営駒橋団地の管理について指定管理者を指定するもので地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により議会の議決を求めらるるものであります。

以上が、本日提出いたしました案件であります。何卒よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。